

肺がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 設備等（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 胸部エックス線撮影及び高分解能（薄層）ＣＴ撮影が可能であること。
- (2) 気管支鏡検査が施行でき、かつ気管支鏡下生検による病理細胞・組織診検査が可能であることが望ましい。但し、本検査は他施設に委託する（他施設と連携する）ことも可能とする。
- (3) 医療機関内又は他の医療機関の関係科（呼吸器内科、呼吸器外科、放射線科、細胞診・病理等）との協力体制がとれること。

2 人的配置（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 精密検査を実施する医師は、専門性を有すること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を実施する医師は、以下の学会のうちいずれかの会員であること。
 - (ア)日本肺癌学会 (イ)日本呼吸器学会
 - (ウ)日本呼吸器外科学会 (エ)日本呼吸器内視鏡学会
 - (オ)日本医学放射線学会 (カ)日本胸部外科学会
 - (キ)日本ＣＴ検診学会 (ク)その他県肺がん委員会で別に認められた学会
- (4) (3) を満たさない医師が精密検査を実施する場合は、(3) を満たす医師と内部で相談・指導体制を構築し、実施するものとする。
- (5) 精密検査を実施する医師は、肺がんの確定診断が可能な呼吸器内科、呼吸器外科又は放射線科のいずれかの専門医あるいは指導医であることが望ましいが、これらの資格を有していない医師が精密検査を実施する場合は、これらの資格を有する医師が常勤として働いている他の医療機関と協力体制がとれるようにすること。

3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に肺がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、以下の研修会等のいずれかに２年に１回以上参加することを要件とする。可能であれば毎年参加することが望ましい。
 - ①長崎県がん検診精度管理医師等研修会（e-learning も含む）
 - ②上記の他、県肺がん委員会で別に認められた研修会等
 - ③次の(ア)～(ケ)に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会
 - (ア) 日本肺癌学会 (イ) 日本呼吸器学会
 - (ウ) 日本呼吸器外科学会 (エ) 日本呼吸器内視鏡学会
 - (オ) 日本医学放射線学会 (カ) 日本胸部外科学会
 - (キ) 日本ＣＴ検診学会 (ク) 各地区医師会主催の肺がん検診研究会
 - (ケ) 肺がん検診セミナー

- (2) (1) を満たさない医師が精密検査を実施する場合は、(1) を満たす医師と内部で相談・指導体制を構築し、実施するものとする。
- (3) (1) の研修会等参加者は、受講証、参加証等（コピーで可）を提出すること。

4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- (2) 発見肺がんに関して、県肺がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。
- (3) 県肺がん委員会より要請があった場合は、精検症例を県肺がん委員会等に提出して討議できること。